平成２１年（フ）第１９７３号
広島市安佐北区白木町大字市川1676番地の18
債務者　織田真智子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０８５号
広島県安芸郡海田町堀川町１番５号グランソレイユⅠ302号室、住民票上の住所広島県安芸郡海田町畝１丁目９番16号
債務者　湯藤　まり
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５３号
広島市中区富士見町２番23―906号
債務者　平田　真樹
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７１号
広島市中区江波西１丁目30番１―302号
債務者　三木芙佐子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７２号
広島市中区江波西１丁目30番１―302号
債務者　三木由美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７７号
広島市安佐北区真亀４丁目１番54―807号
債務者　三奈木正美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３０号
徳島県徳島市西新町１丁目26番地
債務者　四宮　清子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３８号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目７番446号
債務者　楢崎　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2708番地28
債務者　川崎ますみ
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
佐賀県佐賀市神野西４丁目７番10号
債務者　小柳　佳子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７２号
佐賀県小城市三日月町久米890番地
債務者　大家美千代
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
佐賀県佐賀市神園６丁目８番４号
債務者　槇　　和代
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８４号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄676番地18
債務者　吉原　　洋
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８６４号
鹿児島県鹿児島市上之園町３番地９　共研ハイツⅡ403号
債務者　中野　智一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９０４号
鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目37番23号
債務者　谷口　奈々
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１７８号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字薩川261番地
債務者　中島　健二
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９１号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊121番地イ
債務者　前﨑留美子（旧姓小元）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第４４８号
徳島市川内町金岡16番地の１
債務者　島崎　洋二
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
徳島地方裁判所民事部